

農家負担金軽減支援対策事業

【平成31年度予算概算決定額 4,044 (3,256) 百万円】

<対策のポイント>

土地改良事業等の農家負担金の無利子貸付等を行うことにより、農家負担金の軽減を図り、農用地の利用集積等を促進します。

<政策目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]

<事業の内容>

1. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

- 担い手農地利用集積率の一定以上の増加が確実と見込まれる土地改良区等に対して、農家負担金の5/6を限度に無利子貸付を行います。

2. 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

- 一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る営農再開までの負担金の償還利子相当額を土地改良区等に対して助成します。

3. 農地有効利用推進支援事業

- 担い手への農地利用集積率が向上することが見込まれる地区に対して、以下の支援を行います。

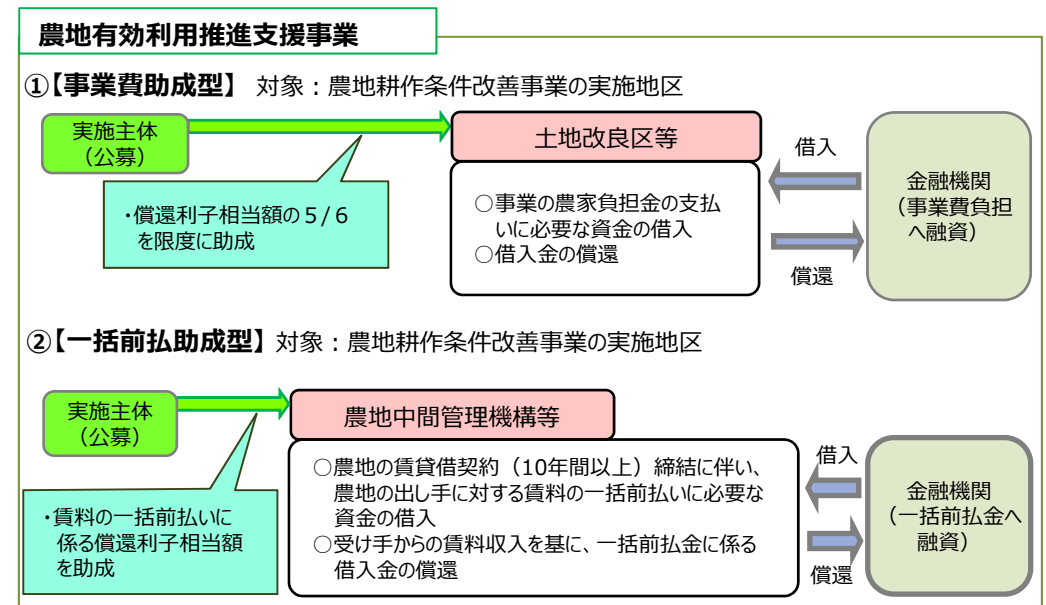
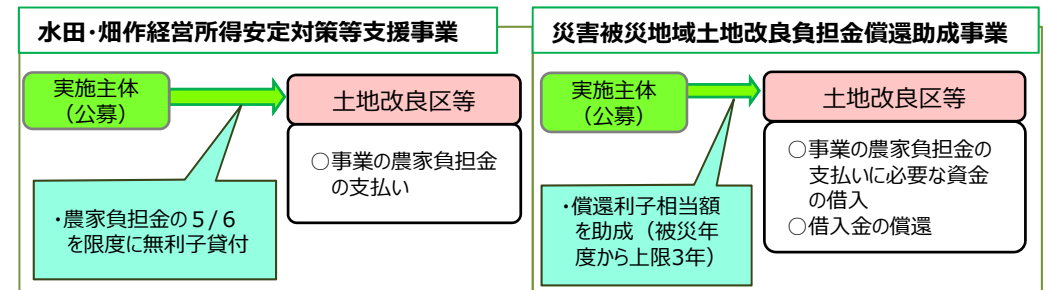
①農家負担金の償還利子相当額の5/6を限度に土地改良区等に対して助成します。

②農地の長期間の賃貸借契約締結に伴い、土地改良事業償還金等債務のある農地の出し手に対する賃料の一括前払いに必要な借入資金にかかる償還利子相当額を農地中間管理機構等に対して助成します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-3502-6277)